

# 学校いじめ防止基本方針

今治市立日吉中学校  
令和8年4月6日改定

## 1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせることにもなる。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

## 2【学校が設置する組織】

### 日吉中学校いじめ対策委員会

#### <構成員>

校長、教頭、主幹教務、生徒指導主事  
学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭  
関係教員

### 重大事態等への対処のための組織

#### <構成員>

いじめ対策委員会メンバー、愛媛県福祉総合支援  
センター、人権擁護委員、主任児童委員、学校運  
営協議会委員、スクールカウンセラー、スクール  
ソーシャルワーカー、PTA会長、体育部部長

#### <役割>

- いじめを起こさない、いじめを許さない環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害生徒を徹底的に守り通すための支援・加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、適切に機能しているかの点検、見直し等PDCAサイクルの実行
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 重大事態への対処

#### <外部専門家・ 関係機関>

今治市教育委員会  
今治警察署

## 3【未然防止のための取組】

- 生徒に関する情報交換会の実施
- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
- 生徒会・委員会活動の充実
- 分かる授業づくり
- 相談体制の整備（SC・SSWによる全校生徒を対象とした教育相談）
- インターネット上のいじめ問題への対策
- 家庭や地域との連携

#### 4【早期発見のための取組】

- 生徒についての教職員の共通理解
- 早期発見のための職員研修（いじめ発見のためのチェックポイントの活用等）
- 日記（あゆみ）指導の継続的な実施
- 生活アンケート・いじめ調査の実施
- 生徒を見守る教育相談の実施（ＳＣ・ＳＳＷとの連携）
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

#### 5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握  
いじめと疑われる行為を発見した場合、迅速に「いじめ対策委員会」を開く。
- 情報共有と組織的な対応  
「いじめ対策委員会」において対応を決定し、必要に応じて調査、聞き取り、面談を行い、情報を収集し、いじめであるか否かの判断を行う。いじめと認知した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明・支援  
当該生徒と個人面談し、心のケア、様々な弾力的処置等、いじめから徹底して守り通すための対応を行う。保護者へは、確実な情報を迅速に伝え、対応について、保護者面談を行い支援する。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援  
当該生徒と個人面談し、いじめを直ちに止めさせ、再発を防止する指導及び措置をとる。保護者へは、確実な情報を迅速に伝え、いじめの解決に向け適切な助言を行う。
- まわりの生徒への指導・支援  
「観衆」や「傍観者」の中から、いじめを抑止できる「仲裁者」が現れるよう指導・支援を行う。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応  
速やかに警察署等と連携し対応する。
- 関係機関との連携  
犯罪行為として取り扱われる事案は、速やかに教育委員会及び警察署等と連携し対応する。
- 重大事態への対応
  - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
  - ・ 教育委員会の指導・助言の下、調査組織を設置する。
  - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
  - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

#### 6【家庭や地域に協力を求めること】

##### 家庭に求めること

- 自他の命を大切にすることと態度の育成
- 規範意識の育成
- 学校と連携した情報モラル教育の推進
- 子どもを見守る関係づくり
- SNS等の使い方についての指導

##### 地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- 時と場に応じた言動の指導
- 学校行事等への参加

## 7 【いじめ防止対策年間計画】

| <div>月</div> <div>内容</div> | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|----------------------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| いじめ対策委員会                   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 生活アンケート・いじめ調査              | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 教育相談、定期教育相談                |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 家庭訪問、個別懇談                  | ○ |   |   | ○ | ○ |   |    |    | ○  |   |   | ○ |
| 校内研修、職員研修                  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 保護者への啓発                    | ○ |   |   |   |   |   |    | ○  |    |   |   |   |
| 学校評価、保護者アンケート              |   |   |   | ○ |   |   |    |    | ○  |   |   |   |